

# 就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 目的（第一条関係）

この法律は、我が国における急速な少子化の進展並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、就学前の子どもの保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、就学前の子どもの保育の場としてのこども園及び子育て支援事業について定めることにより、地域における創意工夫を生かしつつ、就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供を推進し、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とすること。

### 二 定義（第二条関係）

- 1 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいうこと。
- 2 この法律において「子育て支援事業」とは、次の事業であって政令で定めるものをいうこと。

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもに対する保育を行う事業

疾病にかかっている子ども（回復の過程にあるものを含む。）であって保護者の労働等の理由により家庭において養育を受けることに支障があるものに対する保育を行う事業

夜間又は休日に保護者の労働等の理由により家庭において養育を受けることに支障がある子どもに対する保育を行う事業

子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

から までに掲げるもののほか、子ども及びその保護者若しくはその他の者の居宅又は適当な施設において保護者の子どもの養育を支援する事業

子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業

子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 この法律において「こども園子育て支援事業」とは、2の 、 、 及び の事業であって政令で

定めるものをいうこと。

## 第二 こども園

### 一 こども園の目的（第三条関係）

こども園は、子どもを適切に保育し、もってその心身の健やかな成長に寄与するとともに、こども園子育て支援事業を行うことを目的とする施設とすること。

### 二 保育の目標等（第四条関係）

1 こども園においては、それぞれの子どもの保育の必要性に対応して、子どもの発達段階に応じ次の目標が達成されるように保育を行うものとする。

健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

- 2 こども園においては、多様な子どもに対し、その特性に応じて適切な保育を行うように努めるものとする。

### 三 設置（第五条関係）

- 1 営利を目的としない法人は、都道府県知事の認可を得て、こども園を設置することができること。
- 2 市町村は、あらかじめ所定の事項を都道府県知事に届け出て、こども園を設置することができること。
- 3 都道府県は、こども園を設置することができること。

### 四 施設及び設備並びに運営に関する基準等（第六条関係）

- 1 内閣総理大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の意見を聴いて、こども園の施設及び設備並びに運営に関する基準を作成しなければならないこと。
- 2 都道府県知事は、1の基準を参酌して都道府県の条例で定めるこども園の認可に関する基準に適合する場合でなければ、三の1の認可をしてはならないこと。

## 五 こども園に係る情報の提供（第七条関係）

都道府県知事は、三により設置されたこども園に係る情報の周知を図るものとする。

## 六 こども園に係る監督等（第八条から第十条まで関係）

こども園の廃止、休止又は変更に係る認可又は届出、報告徴収、質問及び立入検査、改善命令、認可の取消し等について規定すること。

## 七 名称の使用制限（第十一条関係）

何人も、こども園以外の子どもを保育する施設について、こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこと。

## 八 特に保育を必要とする子どもの入園（第十二条関係）

- 1 市町村は、地域の保育の実施状況等に照らし必要があると認めるときは、こども園の設置者に対し、特に保育を必要とする子どもの入園について要請することができること。
- 2 こども園の設置者は、1の要請に対し、できる限り協力しなければならないこと。

## 九 評価及び保護者への説明等（第十三条関係）

こども園の設置者は、当該こども園において行う保育及びこども園子育て支援事業の内容について、公正かつ適切な評価を行うとともに、保護者に対する十分な説明及び保護者からの意見を踏まえた運営を行うよう努めなければならないこと。

#### 十 保護者に対する援助（第十四条関係）

市町村は、こども園に入園している子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ必要な援助を行うことができること。

#### 十一 設置者に対する補助及び監督（第十五条関係）

- 1 都道府県は、三の1の認可を受けてこども園を設置する法人であって政令で定めるものに対し、こども園の施設又は設備の整備及びその運営に要する費用の一部を補助することができること。
- 2 都道府県知事は、1の補助を受ける法人に対して、事業又は会計の状況に関する報告徴収、予算の変更の勧告及び役員解職の勧告を行う権限を有すること。

#### 十二 財政上の措置（第十六条関係）

国は、市町村が十の援助を行うために必要な財政上の措置及び都道府県が十一の1の補助を行うため

に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第三 子育て支援事業

#### 一 子育て支援事業に係る体制の整備（第十七条関係）

市町村は、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援事業に係るサービスが積極的に提供され、保護者が、その子ども及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該子どもを養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、子育て支援事業に係るサービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにつとめることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならないこと。

#### 二 子育て支援事業の着実な実施（第十八条関係）

市町村は、子どもの健やかな育成に資するため、その区域内において、子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこと。

#### 三 財政上の措置（第十九条関係）

国は、市町村が二の措置を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 四 情報提供、利用の調整等（第二十条関係）

- 1 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあったときは、当該保護者の希望等を勘案し、最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
- 2 市町村は、1の助言を受けた保護者から求めがあった場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- 3 市町村は1及び2の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- 4 子育て支援事業を行う者は、2又は3により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### 五 秘密を守る義務（第二十一条関係）

四の3により行われる調整等の事務に従事する者等は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



六 調整等の事務の受託者に対する監督（第二十二条及び第二十三条関係）

四の3により調整等の事務を受託した者に対する監督命令並びに報告徴収、質問及び立入検査について規定すること。

七 事業に関する事項の届出（第二十四条関係）

国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者は、その事業に関する事項を市町村長に届出ることができること。

八 国及び地方公共団体の援助（第二十五条関係）

国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならないこと。

九 調査研究の推進（第二十六条関係）

国及び都道府県は、子育て支援事業に係るサービスの質の向上のための措置を援助するための研究その他保護者の子どもの養育を支援し、子どもの健やかな育成を図るために必要な調査研究の推進に努めなければならないこと。

#### 第四 罰則（第二十七条及び第二十八条関係）

- 一 第三の五に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。
- 二 第二の七に違反した者及び正当な理由がないのに、第三の六による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処すること。

#### 第五 附則

##### 一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。

##### 二 名称の使用制限に関する経過措置（附則第二条関係）

この法律の施行の際現にこども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第二の七は、この法律の施行後六月間は、適用しないこと。

##### 三 私立学校法及び社会福祉法の特例（附則第三条関係）

- 1 当分の間、幼稚園以外の学校を設置していない学校法人がこども園の設置に伴いその設置するすべ

ての幼稚園の廃止をした場合においては、当該学校法人は、私立学校法の規定にかかわらず、当該廃止によっては解散しないものとする。

- 2 当分の間、保育所を経営する事業以外の社会福祉事業を行っていない社会福祉法人がこども園の設置に伴いその保育所を経営する事業のすべての廃止をした場合においては、当該社会福祉法人は、社会福祉法の規定にかかわらず、当該廃止によっては解散しないものとする。

#### 四 児童福祉法の一部改正（附則第四条関係）

児童福祉法第二章第二節第二款に規定する子育て支援事業について、その対象から小学校就学前の子どもを除くこと。

#### 五 次世代育成支援対策推進法の一部改正（附則第五条関係）

市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるための国の交付金の交付を厚生労働省令ではなく政令で定めるところにより行うこととともに、主務大臣に内閣総理大臣を加えること。

#### 六 内閣府設置法の一部改正（附則第六条関係）

内閣府の所掌事務に、こども園に関する事、子育て支援事業に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）並びに就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供に関する関係行政機関の事務の連絡調整並びにこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関する事を加える事。

#### 七 関係法律の整備等（附則第七条関係）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める事。

#### 八 幼稚園及び保育所に係る事務の内閣府への移管（附則第八条関係）

政府は、子ども及び家庭に関する事務を総合的に処理する新たな省が設置されるまでの間の当面の措置として、幼稚園及び保育所に係る事務を内閣府に移管するための措置を講ずるものとする事。

#### 九 検討（附則第九条関係）

政府は、幼稚園及び保育所の制度を、その教育及び保育の質を維持しつつこども園の制度に統合することについて、この法律の施行後三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。